

## 第236回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

### 1. かすみがうら市農業委員会告示第1号

令和5年12月27日かすみがうら市農業委員会告示第1号をもって、令和6年1月10日（水）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第236回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

### 2. 総会の日時および場所

令和6年1月10日（水）午後2時開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

### 3. 出席委員

1番 海東 功	2番 西崎 敏和	3番 鈴木 良道	4番 宮本 教夫
5番 塚本 勝男	6番 安田 治	7番 飯田 敬市	8番 久松 弘叔
9番 井坂 孝雄	10番 高田 健司	11番 谷中 昌	12番 廣原 孝
13番 栗山 千勝	14番 塚本 茂	15番 中山 峰雄	

### 4. 欠席委員

なし

### 5. 説明のため出席した者

事務局長 齊藤 健、 事務局長補佐 関川 信政、 主任 長田千絵美

### 6. 議事録署名委員

8番 久松 弘叔 10番 高田 健司

### 7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について  
報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届について  
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について  
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について  
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- ⑤ 議案審議について  
議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 現況証明願の交付決定について  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について

午後3時15分閉会

事務局長	<p>起立 礼 着席願います</p> <p>只今から、令和6年 第236回 農業委員会 総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は、15名で、会議規則 第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。</p> <p>それでは会議規則 第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。</p>
議 長	会長あいさつ
議 長	はじめに事務局長から諸般の報告をお願いします。
事務局長	諸般の報告を行う。
議 長	<p>次に 議事録 署名委員の指名 及び 書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第16条 第2項の規定により、8番 久松 弘叔 委員、10番 高田 健司 委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の 長田 主任 を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に 日程の決定について、お諮(はか)りいたします。</p> <p>只今から 午後5時までと したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
	<p>・・・異議なしの声・・・</p>
議 長	ご異議ございませんので、午後5時までと いたします。
議 長	<p>最初に、開催前ではございますが、令和6年元旦、石川県能登地方で発生した、能登半島地震により犠牲となられた方々のご冥福をお祈りいたしますので1分間の黙とうのご協力をお願いいたします。</p> <p>起立、黙とう — 1分間経過する —</p> <p>皆様、ご協力ありがとうございます。</p> <p>ご着席願います。</p>

議 長	<p>報告第1号から第4号の報告案件ですが、委員の皆様にはすでに議案書が送付されていますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。</p> <p>報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p>
	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議 長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議 長	<p>議案審議に入る前に、事務局より 農地法 第3条及び5条の規定による許可申請の取下げについて、報告がありますので事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告をいたします。</p> <p>—事務局説明—</p>
議 長	<p>事務局から説明があった、農地法 第3条及び第5条の規定による認可申請については、取下げと いたします。</p>
議 長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>はじめに、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。</p> <p>なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>—事務局朗読—</p>
議 長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
2番 西崎 敏和	<p>12月26日、午前9時から霞ヶ浦庁舎において、鈴木委員と栗山委員と私、西崎の3名で書類審査後、現地調査を実施してきました。</p> <p>それでは説明いたします。</p>

番号1番の農地は、●●●●●●●● から 約600m東に位置する畑1筆になります。

現況は、きれいに管理 されてきました。

申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。

野菜 を作付けする計画です。

続きまして番号2番の農地は、●●●●●●●● から 約700m北西に位置する田1筆になります。

現況は、きれいに管理 されてきました。

申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。

れんこん を作付けする計画です。

続きまして番号3番の農地は、●●●●●●●● から 約250m東に位置する田1筆になります。

現況は、きれいに管理 されてきました。

申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。

水稻 を作付けする計画です。

続きまして番号4番の農地は、●●●●●●●● から 約500m東に位置する畑1筆になります。

現況は、一部雑草繁茂の状態が見られましたが、おおむねきれいに管理 されてきました。

申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。

露地野菜 を作付けする計画です。

続きまして番号5番の農地は、●●●●●●●● から 約500m東に位置する畑1筆になります。

現況は、一部雑草繁茂の状態が見られましたが、おおむねきれいに管理 されてきました。

申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。

露地野菜 を作付けする計画です。

続きまして番号6番の農地は、●●●●●●●● から 約500m北西に位置する田1筆と約400m北東に位置する田1筆になります。

現況は、きれいに管理 されてきました。

申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。  
水稻 を作付けする計画です。

続きまして番号7番の農地は、●●●●●●●● から  
約500m東に位置する田4筆、畑3筆になります。  
現況は、きれいに管理 されてきました。  
申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。  
梨 を作付けする計画です。

続きまして番号8番の農地は、安食地内の ●●●●●●●● から  
約250m南に位置する畑1筆になります。  
現況は、きれいに管理 されてきました。  
申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。  
野菜 を作付けする計画です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を  
満たしていると考えます。

委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

只今、事前調査員の方の説明が終わりました。

議 長

これより、議案審議に入ります。  
番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。  
番号1番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手  
をお願いします。

議 長

全員賛成（賛成多数）ですので、番号1番は 原案のとおり 許可  
することに 決定いたします。

議 長

(次に番号2番の審議、質問) 同様に諮る。  
(次に番号3番の審議、質問) 同様に諮る。

議 長	<p>次に、番号4番、番号5番は、受人が同一人であり、申請地が、隣接地番、申請事由が同一であるため、一括審議をいたします。</p> <p>番号4番・番号5番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号4番、番号5番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号4番、番号5番は原案のとおり 許可することに 決定いたします。</p> <p>（次に番号6番の審議、質問）同様に諮る。 （次に番号7番の審議、質問）同様に諮る。 （次に番号8番の審議、質問）同様に諮る。</p>
議 長	<p>議案 第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可については、原案のとおり許可することに 決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>－事務局朗読－</p>
議 長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
3番 鈴木 良道	<p>それでは説明いたします。</p> <p>番号1番になります。図面番号1番 も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、 ●●●●●●●● から 約600m南東に位置する畑2筆になります。</p>

	<p>こちらは農振農用地、第1種農地と判断しました。</p> <p>申請人は、休憩所及び駐車場、農業機械の格納庫兼資材倉庫として使用するため、今回の申請に至りました。</p> <p>なお、申請地にはすでに仮設の休憩所及び資材置き場が設けられていることから、始末書が添付されております。</p> <p>また、申請地は農振農用地、第1種農地ですが、農業に資する施設であることから不許可の例外に該当し、転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p> <p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号1番は 原案のとおり 許可することに 決定いたします。</p>
議 長	<p>議案 第2号 農地法 第4条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することに 決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については 事前調査を実施しております。</p> <p>—事務局朗読—</p>

<p>議 長</p> <p>3 番 鈴木 良道</p>	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p> <p>それでは説明いたします。 番号1番になります。 図面番号2番 も併せてご覧ください。 申請地は、 ●●●●●●●● から 約500m 北に位置する 畑1筆になります。 こちらは、第1種農地と判断しました。 申請人は、 自己住宅 として使用するため、今回の申請に至りました。また、申請地は 第1種農地ですが、集落に接続していることから不許可の例外に該当し、転用による農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号2番になります。図面番号3番も併せてご覧ください。 申請地は、下稲吉地内の ●●●●●●●● から 約200m 南西に位置する田1筆、畑1筆になります。 こちらは農振農用地、第1種農地と判断しました。 申請人は、 農業用施設用地（資材置場） として使用するため、 今回の申請に至りました。 なお、申請地は建物建設当時から越境して使用していたため、始末書が添付されております。 申請人は、現況に合わせて地目を是正したいと考え、今回の申請に至りました。 また、申請地は農振農用地、第1種農地ですが、農業に資する施設であることから不許可の例外に該当し、転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。 これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>

議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号1番は原案のとおり 許可する ことに 決定いたします。</p>
議 長	<p>（次に番号2番の審議、質問）同様に諮る。</p>
議 長	<p>議案 第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案 のとおり許可することに 決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案 第4号 現況証明願の交付決定について、上程いたし ます。 事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。 なお 当案件については 事前調査を実施しております。 －事務局朗読－</p>
議 長	<p>議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
3番 鈴木 良道	<p>それでは説明いたします。 番号1番になります。図面番号4番も併せてご覧ください。 申請地は、安食地内の ●●●●●● から 約80m南に位置 する田1筆になります。 こちらは、24年以上前から 住宅敷地として使用している 状況 であり、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しま した。</p> <p>続きまして番号2番になります。図面番号5番も併せてご覧くださ い。申請地は、 ●●●●●● から 約200m 南に位置する畑 1筆になります。こちらは、22年以上前から住宅敷地として使用し ている状況であり、現在に至っていることから、証明しても問題ない と判断しました。</p>

	<p>続きまして番号3番になります。図面番号6番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、田伏地内の ●●●●●● から 約20m 西に位置する畑1筆になります。こちらは、30年以上前から住宅敷地として使用している状況であり、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。</p> <p>以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1番について 原案のとおり 交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号1番は 原案のとおり 交付することに 決定いたします。</p>
議 長	<p>（次に番号2番の審議、質問）同様に諮る。</p> <p>（次に番号3番の審議、質問）同様に諮る。</p>
議 長	<p>議案 第4号 現況証明願の交付決定については、原案のとおり交付することに 決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案 第5号 農業経営 基盤強化 促進法第18条 第1項の規定による 農用地 利用集積計画の決定について上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>—事務局説明—</p>

議 長	<p>事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（意見、質問なし）・・・</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案 第5号 について 原案のとおり 決定することに 賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、 議案 第5号 農業経営 基盤強 化 促進法 第18条 第1項の規定による 農用地 利用集積計画の 決定については、原案のとおり 決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案 第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第19 条 第3項の規定による 農用地 利用集積等促進計画案の意見の 決定について上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。 —事務局説明—</p>
議 長	<p>事務局説明が 終わりました。 ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（意見、質問なし）・・・</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案 第6号 について、原案のとおり決定することに 賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、議案 第6号 農地中間管理事業の 推進に関する法律 第19条第3項の規定による 農用地 利用集積等促 進計画案の意見の決定については、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。</p>

13 番 栗山 千勝	安食地内の大島の畑地帯が、東部土地改良区の補助金をもらっているところを非農地にしてよいのか。
事務局	申し訳ありませんが、確認をして、後日、ご報告をいたします。
議長	よろしいですか、来月の総会は、令和6年2月13日（火）午後2時から予定しております。
議長	<p>なお、次回の事前調査員は、塚本 勝男 委員、安田 治 委員、飯田 敬市 委員 です。</p> <p>日時は、2月2日（金）午前9時から、霞ヶ浦庁舎 小会議室2といたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	他に 事務局から、何かありますか。
事務局	令和6年度 総会等開催日程について —事務局説明—
議長	只今、説明がありましたが、ご質問はありませんか。
議長	それでは、以上を持ちまして、第236回 総会を閉会いたします。慎重審議 大変ご苦勞様でした。
事務局長	<p>・・・起立 礼・・・</p> <p>お疲れさまでした</p>

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項の規定により  
署名する。

かすみがうら市農業委員会会長\_\_\_\_\_

署名委員\_\_\_\_\_

署名委員\_\_\_\_\_